

第2回法規サロン

- テーマ 「意匠設計者のための設備設計の留意点」
- 日 時 平成21年1月29日(木) 18:00~20:30
- 会 場 東京建築士会会議室(中央区晴海1-8-12オフィスタワーZ 4F)

【概要】小田圭吾法規委員長の開会挨拶・研修会主旨説明・講師紹介で始まり、寺田祐宏氏(東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課 構造設備係)より「確認業務のための円滑な取組み状況」、「建築基準法改正の概要、確認審査等に関する指針の概要・内容」、「建築設備等に係る法改正の項目・内容」、「建築確認申請時における建築設備図書」、「最新の法改正の動向」などについての説明を受けた。その後、参加者の間で質疑応答及び意見交換を行った。



(配布資料)

1. 法規サロン資料「意匠設計者のための設備設計の留意点」
2. 建築設備に関する技術的助言と日本建築行政会議からの
通知文の抜粋
3. 確認申請書チェックシート
4. 省エネ法の届出のフロー図

■主な質疑・応答

- Q. 確認申請図面と省エネ法の性能評価上の等級を満たす基準との整合性のズレが法改正により今後どのようなようになっていくのか。又、省エネ法の届出について期日(着工21日前)までに提出が難しいのが現状だが、行政庁により取り扱い基準が曖昧に感じる。東京都としての取り扱い基準はあるのか教えていただきたい。
- A. 建築基準法に盛り込む事が重要であるのに努力義務という法体系で止まっている事に問題があるのではないかと。抜本的な省エネ法改正が必要であり、改正に向けて動きは少しずつ見られる。届出提出期日以後の受領に関しては現実的に対処している。
- Q. 法改正に関し、メーカー品に対して設備設計一級建築士の責任範囲はどこまで言及されるのか。
- A. 建築基準法施行規則第1条の3に規定された図書関係全てが責任範囲に含まれる。昇降機の場合、一号から三号建築物の別願申請では、法適合性及び一級建築士は必要ない。四号建築物においては大臣認定・製造者認定を取得したものを採用しているという事で法適合の証明をせざるを得ない。今後責任範囲を明確化していくべきだと考えている。
- Q. 設備に関し四号建築物の特例が廃止された場合、現在四号以外で提出されている給排水衛生設備図・電気図の提出等の義務付の動きはあるのか。また、建築設備の情報で参考になるようなものがあれば教えていただきたい。
- A. 四号特例の見直しについてはまだ不明確である。
また、建築基準法第6条第1項第四号建築物以外の建築確認申請書の給排水設備図書・換気設備図書・電気設備図書については、建築基準法に基づく設計及び建築基準法施行規則に定められている図書が必要となります。
なお、第2回法規サロンで使用した資料2や市販されている建築確認申請マニュアル(第一法規)をご参考にされたい。
- Q. 法適合性を含め、法以外でも責任が発生する設計と建築物に対する法適合には責任の範囲が大幅に異なると思うが今後どのような方向に進むのかを教えていただきたい。
- A. 現段階では、不明な部分が多くまだ説明できる状況にない。